

2020年4月27日

日 本 銀 行

「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」の一部改正について

日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の一層の円滑化を図る観点から、「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」（平成25年4月4日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 矢野・引馬 (03-3277-2877)

「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」 中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. この基本要領は、本日から実施する。

2. 社債等の買入対象は、令和2年9月30日までの間、基本要領4.(6)および(7)の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。

(1) 社債

格付について、基本要領4.(6)イ、またはロ、を満たし、かつ、残存期間が1年以上5年以下であること。

(2) 不動産投資法人債

格付について、基本要領4.(7)イ、またはロ、を満たし、かつ、残存期間が1年以上5年以下であること。

3. 一発行体当りの買入残高の上限は、令和2年9月30日までの間、基本要領5.の規定にかかわらず、CP等については5,000億円、社債等については3,000億円とする。ただし、買入れの時点において、買入残高が買入毎に本行が別に定める時点における一発行体の総発行残高に占める割合が、CP等については5割、社債等については3割を超えているものは、買入対象から除外する。

4. 一発行体当りの買入残高の上限は、CP等については令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間、社債等については令和2年10月1日から令和7年9月30日までの間、金融調節の円滑な遂行の観点から必要と認める場合には、基本要領5.の規定にかかわらず、3.本文またはただし書きに規定する水準から基本要領5.本文またはただし書きに規定する水準までの範囲内において決定し得るものとする。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。